

## 別記様式 5

被 処 分 者	認 定 番 号	秋田県公安委員会 第 2 3 0 7 7 6 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 また は 記 号	カップ代行 永井 孝子
	主たる営業所が所在する 市区町村	秋田県能代市
処 分 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 7 日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効した状態で、自動車運転代行業を行った。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 12 条違反	
処分を行った都道府県	秋田県	